

２０２２年９月

各位

全国生活保護裁判連絡会事務局長　竹 下 義 樹

(事務局　つくし法律事務所)

**全国生活保護裁判連絡会第２８回総会・交流会のご案内**

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私たち全国生活保護裁判連絡会は、1995年に設立された、生活保護利用に関する不服申立や裁判等の支援・研究を通じて権利としての生活保護を実現するために活動する民間団体です。

2020年春以降の「コロナ禍」はついに第7波を迎え新規感染者は最多を更新していますが、国は行動制限や所得補償等の施策を行うそぶりすら見せず、空前規模の「予備費」が活用されることもありません。生活保護利用人員もとりわけ母子世帯での減少傾向が顕著で、市民に深く植え付けられた生活保護への忌避感情は深刻です。

外国籍の方への保護適用に関する実務運用の矛盾は裁判闘争となって司法の役割が問われています。全国29地域で闘われる「いのちのとりで裁判」は昨年2月の画期的な大阪地裁判決に続く勝訴がついに、熊本（5月）、東京（6月）と続きました。高裁での審理も各地で本格化する中、上級審での判断も注目されます。

運用面の裁判では、更生緊急保護中の生活保護利用者の生活扶助費削減・医療単給化が違法として取り消された市川市事件（確定）、居住実態不明名目での保護廃止処分を違法として国家賠償が認められた事件（前橋市事件、慰謝料額を不服として原告控訴）、親族による引き取り意思が示されたとして保護廃止された生駒市事件（認容裁決の後も国家賠償請求訴訟として継続中）などの画期的成果の一方、扶養調査を苦にした自死事件での高松高裁不当判決（上告）など一進一退の状況です。

今年の第28回総会・交流会は、外国人の生存権訴訟のほか、司法と福祉の連携等により近年充実した取り組みを続けている千葉県で開催します。ここに総会・交流会へのご参加の案内を申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　敬具

**全国生活保護裁判連絡会第28回総会・交流会開催要領**

**１　スローガン**

**みんなが使える生活保護をめざして**

**２　日時**

2022年10月30日（日）　開場:午前9時30分　　　開会:午前10時～閉会午後4時30分（予定）

**３　会場**　　**千葉県弁護士会館**

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番9号　電話043-227-8431(代表)

**アクセス：JR千葉駅から徒歩約15分　／　京成千葉中央駅から徒歩約7分**

**千葉都市モノレール県庁前駅から徒歩約3分**

**中央三丁目バス停から徒歩4分（JR千葉駅東口バス停⑦番又は①番より）**

**中央四丁目バス停から徒歩3分（JR千葉駅東口バス停②番，③番，④番，⑤番より）**

**４　参加費・資料代**

○参加費　500円（生活保護利用者は無料です）

○資料代　1,000円（希望者のみ）

オンラインでも開催します。Googleフォーム　<https://forms.gle/P7dd22yFgr2sjdWc8>　または

QRコード　にてお申し込みください。



**５　プログラム**

10:00　　開会（9:30　開場）

10:15　　**記念講演**

**「憲法と生活保護法——基準決定過程における憲法の理念」**

**木村草太教授（東京都立大学）**

11:15　　**特別報告**　**①いのちのとりで裁判での勝訴報告**

**②更生緊急保護中の保護に関する勝訴報告**

**③医療移送費勝利裁決報告**

11:50　　基調報告　（12:10～　昼食休憩）

13:00　　千葉県の生活保護を考える交流会

外国人の生きる権利

生活保護と自動車

出所後など様々な困窮場面での支援

実務で迷う運用場面

などにつき報告・検討予定

16:30　　終了予定

**６　　問い合わせ先**

* 全国生活保護裁判連絡会事務局

〒604-0883　京都市中京区間之町通夷川上る楠町601番地3　楠町ビル3階

（つくし法律事務所内）

TEL 075-241-2244　 Fax 075-241-1661 　E-mail　jinken@eagle.ocn.ne.jp

●現地事務局

たすく法律事務所

〒260-0021　千葉市中央区新宿2-7-10 エレル新宿ビル7階　電話043-239-6778